

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月2日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	北九州市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	109-1
6. 独自利用事務の対象者	重度障害者
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月21日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	9
10. 保護評価書の名称	北九州市 重度障害者医療費支給に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%8C%97%E4%B9%9D%E5%B7%9E%E5%B8%82&amp;ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E9%9A%9C%E5%AF%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%A">https://www.pbc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E5%8C%97%E4%B9%9D%E5%B7%9E%E5%B8%82&amp;ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E9%9A%9C%E5%AF%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E6%94%A</a>
12. 委任関係	

執行機関名 北九州市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北九州市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例56号)別表第1第7の項  重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	北九州市重度障害者医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進)を図るとと	第1条 この要綱は、(重度障害者)の(福祉の増進)を図るため、重度障害者の疾病又は負傷に係る医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		北九州市重度障害者医療費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号	北九州市重度障害者医療費支給要綱第5条第2項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	北九州市重度障害者医療費支給要綱第3条の重度障害者医療受給資格登録申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 11	北九州市重度障害者医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 12	北九州市重度障害者医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 13	北九州市重度障害者医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 14	北九州市重度障害者医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 15	北九州市重度障害者医療費支給要綱第3条第1項第1号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 16	北九州市重度障害者医療費支給要綱第3条第1項第2号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 ロ	北九州市重度障害者医療費支給要綱第3条第1項第3号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--